

## 安来市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、安来市広告掲載要綱(平成20年安来市告示第21号)第3条の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の可否を判断するために必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高く、かつ、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。なお、広告掲載中において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

(1) 各種法令に違反しているもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

(3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中のもの

(7) 違法又は不適当な行為により営業停止等の不利益処分を受けているもの

(8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(9) 市税等の滞納がある事業者

(10) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

( 掲載基準 )

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

( 1 ) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等、広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

( 2 ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用又は売春等の行為を推奨、肯定、容認又は美化するような表現のあるもの

イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

ウ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

( 3 ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

ア 粗暴、醜悪、残虐又は猟奇的である等の表現を含むもの

イ 犯罪を誘発するおそれがあるもの

( 4 ) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

ア 他のものを誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排除するもの又はそのおそれがあるもの

イ 人種、信条、職業、性別等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれがあるもの

( 5 ) 政治性又は宗教性があるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

イ 政治団体等による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの

ウ 宗教団体等による布教活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの  
(6) 社会問題についての主義主張に関するもの

ア 世論が分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの

イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観又は文化にそぐわないもの

(8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

ア 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの

イ 誇大な表現(最高・最大級、断定的な表現等)、効果又は効能の表現、比較又は優位性の表現等で、確実な根拠がなく誤認を招くおそれがあるもの

ウ 射幸心をあおる表示又は表現

(9) その他前各号に類するもので、市有資産を広告媒体とする広告の内容として適当でないと認められるもの

(屋外広告に関する基準)

第5条 屋外広告を掲出するに当たっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の規定を遵守しなければならない。

2 屋外広告の内容及びデザインは、前条に規定する基準のほか、交通の安全に配慮したものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 自動車等の運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 自動車等の運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(3) その他交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(市のホームページに関する基準)

第6条 市のホームページ(指定管理者が公の施設のホームページを管理する場合を含む。)に掲載する広告にあっては、当該広告のほか当該広告がリンクしてい

るホームページの広告内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(広告表示内容に関する留意事項)

第8条 広告の具体的な表示内容に関する留意事項は、別表のとおりとする。

2 表示内容等の修正、削除等を行うことにより掲載できると認められるときは、事業者に対し、修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、平成20年3月4日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	留意事項
1 人材募集に関するもの	雇用主名、所在地、電話番号、業種、応募者の職種、待遇を表示すること。 人材募集を装い、商品等の売りつけや資金集めを目的とするもの又は売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。
2 教育に関するもの	学校の名称を使用したもので掲載できるものは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定められた教育施設とする。ただし、実態が明確であり問題がないと判断されるものに限り、同法に定める学校でない旨の表示をすることにより掲載することができる。 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。 合格率等の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。 外国大学の日本校については、日本の学校教育法に定

	<p>める大学でないことを明示すること。</p> <p>国家資格の取得に係る講座等については、その講座等の受講だけで国家資格が取れるなどの紛らわしい表現は使用せず、別に国家試験を受ける必要がある旨を明示すること。</p> <p>任意団体等が与える資格の取得に係る講座等については、当該資格が国家資格でない旨を明示すること。</p> <p>講習又は講座等を装い、商品等の売りつけ又は資金集めを目的とするものは掲載しない。</p>
<p>3 医療に関するもの</p>	<p>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）若しくは医療法第 6 条の 5 第 1 項及び第 6 条の 7 第 1 項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定により広告できる事項以外は一切掲載しない。</p> <p>他の医療機関と比較して優良である旨の表現を用いてはならない。</p> <p>施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等についての表現が、虚偽である又は事実を不当に誇張しているものは掲載しない。</p> <p>客観的な事実であることを証明できない内容の広告は掲載しない。</p> <p>赤十字のマーク及び名称は自由に用いてはならない。</p>
<p>4 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等に関するもの</p>	<p>薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条、第 67 条又は第 68 条の規定に抵触するもの及び医薬品等適正広告基準について（昭和 55 年薬発第 1339 号）に準じていないものは掲載しない。</p>
<p>5 食品（保健機</p>	<p>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条の規定</p>

<p>能食品を含む。)等に関するもの</p>	<p>により、食品、添加物、器具又は容器包装に関し、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の広告又は誇大の広告のものは掲載しない。</p> <p>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 32 条の 2 の規定により、食品として販売に供する物に関する広告は、健康の保持増進の効果、含有する食品又は成分の量、特定の食品又は成分を含有する旨、熱量、人の体を美化し、魅力を増し、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしたものは掲載しない。</p>
<p>6 高齢者福祉サービス等に関するもの</p>	<p>介護保険の保険給付の対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>有料老人ホーム等については、有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成 14 年老発第 0718003 号）に規定する類型及び表示事項を明示し、有料老人ホームに関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）を遵守すること。</p> <p>その他、サービスを利用するに当たって、誤解を招くおそれがある表示のあるものは掲載しない。</p>
<p>7 不動産に関するもの</p>	<p>不動産事業者の広告は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）及び不動産の表示に関する公正競争規約（平成 14 年公正取引委員会認定）による表示規制に従ったものであること。</p> <p>不動産事業者の広告は、名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号等を明記すること。</p> <p>不動産売買又は賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。</p>

8 旅行業に関するもの	<p>登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。</p> <p>行程にない場所の写真等の掲載等、不当な表示のあるものは掲載しない。</p>
9 通信販売等に関するもの	<p>返品等に関する規定を明記すること。</p>
10 書籍、映画・興業等に関するもの	<p>暴力、とばく、麻薬又は売春などの行為を容認する内容のものは掲載しない。</p> <p>内容を極端に歪め、又は一部分のみを誇張した表現のものは掲載しない。</p> <p>性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。</p> <p>犯罪被害者又は関係者の人権侵害を助長するような表現のものは掲載しない。</p> <p>犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な表現のものは掲載しない。</p>
11 倉庫業に関するもの	<p>倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条による認定を受けていない倉庫については、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いないこと。</p>
12 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告について	<p>第 3 条に定める規制業種に該当する事業者による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。</p>
13 その他、表示についての留意事項	<p>割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>無料で参加又は体験できるもので、別途費用がかかる場合があるものは、その旨を明示すること。</p>

責任の所在を明らかにするため、事業者の法人格、法人名、所在地及び連絡先を明示すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみのものは認めない。ただし、法人格を有していない団体にあつては、責任の所在を明らかにするため、代表者を明記すること。

アルコール飲料については、未成年の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。